

【 はじめに 】

※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認ください、誤りのない申請をお願いします。

一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という）が交付する「安全運転サポート車普及促進事業費補助金及び安全運転サポート車普及促進に係る自動車事故対策費補助金」（以下「本補助金」という）は、国庫補助金等の公的資金を財源としています。

このため、その適正な執行が社会的に強く求められており、センターとしても本補助金に係る不正行為に対しては厳格に対処いたします。

以下の点を十分にご理解の上、申請又は受給していただきますようお願い申し上げます。

1. 本補助金の申請者がセンターに提出する書類には、如何なる理由があっても、虚偽の記載を行わないでください。
2. 偽りその他の不正な方法により本補助金を受給した疑いがある場合には、センターとして、必要に応じて調査等を行います。
3. 特に、反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金は交付しません。
4. 本補助金を受けて取得したサポカーは、一定の年数は処分（譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること等の補助金の交付目的に反する行為を言う）できません。（以下処分制限期間という）。処分制限期間内に処分しようとするときには、事前にセンターの承認を受けなくてはなりません。なお、センターは必要に応じて管理状況について調査を行います。
5. 不正な方法により本補助金を受給した疑いがあるとき、又は、補助金を受けた車両を事前の承認を得ずして処分したことが判明したときは、当該補助金の全部又は一部について、加算金（年10.95%の利率）を加えて返納していただくことがあります。
6. さらに、補助金に係る不正行為に対しては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（いわゆる補助金等適正化法）の第29条から第32条において、刑事罰を科す旨規定されています。

※ 個人情報保護について

センターは、補助金交付業務に当たり、センターとして定めた個人情報保護方針に基づき、以下を順守いたします。（センターの個人情報保護方針はホームページに記載しております。）

1. ご提供いただきました『個人情報』は以下の目的に必要な範囲を超えて使用しません。
 - ①補助金申請者への問合せ、補助金の交付・不交付等の通知及び補助金の振込、規定された期間の補助対象物の保有又は使用義務違反に係る調査等、補助金交付に関する業務の適切な遂行。
 - ②シンポジウム開催等の次世代自動車普及啓発業務の適切な遂行。
2. 『個人データ』は法令に基づく場合又は業務遂行上必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。
3. 『個人データ』を業務委託先に預託する場合は、秘密保持契約等によって、業務委託先に個人情報保護を義務付け、業務委託先が適切に『個人データ』を取り扱うよう管理いたします。
4. 『個人データ』は、不正なアクセス対策やウイルス対策等の情報セキュリティ対策を実施し、適切な安全対策のもとに管理し、漏えい、滅失及び改ざん等を防止いたします。
5. 『個人データ』に関し、個人情報保護法等個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を順守いたします。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント（自家用後付け）

※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

- ・センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認ください、誤りのない手続きをお願いします。
- ・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

I-1 全体の流れ（使用者）

: センター

1. 補助対象装置と取扱事業者の認定

: 使用者

- ▶ 「サポカー補助金に関する審査委員会」において「補助対象装置」として認定された後付け装置が対象です。
- ▶ センターが取扱事業者の申請により、後付け装置を取り付ける店舗等を認定します。

2. 認定された事業者の店舗等で、補助対象装置として認定された後付け装置を取付け。

- ▶ 認定事業者・店舗等はセンターのホームページに掲載していますので確認してください。
- ▶ 後付け急発進等抑制装置の認定結果（2019年12月17日 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html
 （2020年 5月26日 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html
 （2020年 7月1日以降 国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html
 補助金対象の後付け装置は今後更新されることがあります。詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。
- ▶ 後付け装置設置申込書兼誓約書に必要な事項の記入をし、①運転免許証のコピー、②自動車車検証のコピーを添えて取付けを依頼した取扱事業者へ提出ください。
 ※運転免許証と自動車車検証の提示も併せてお願いします。
- ▶ 後付け装置を購入、取付けをした際に、購入・取付け代金（消費税込み）から補助金相当額が控除された代金の支払い手続きを完了してください。

☆後付け装置を購入、取付けた65歳以上のクルマの使用者の方の手続きはこれで終了です。

I. 補助金の申請から交付までの流れと重要ポイント（自家用後付け）

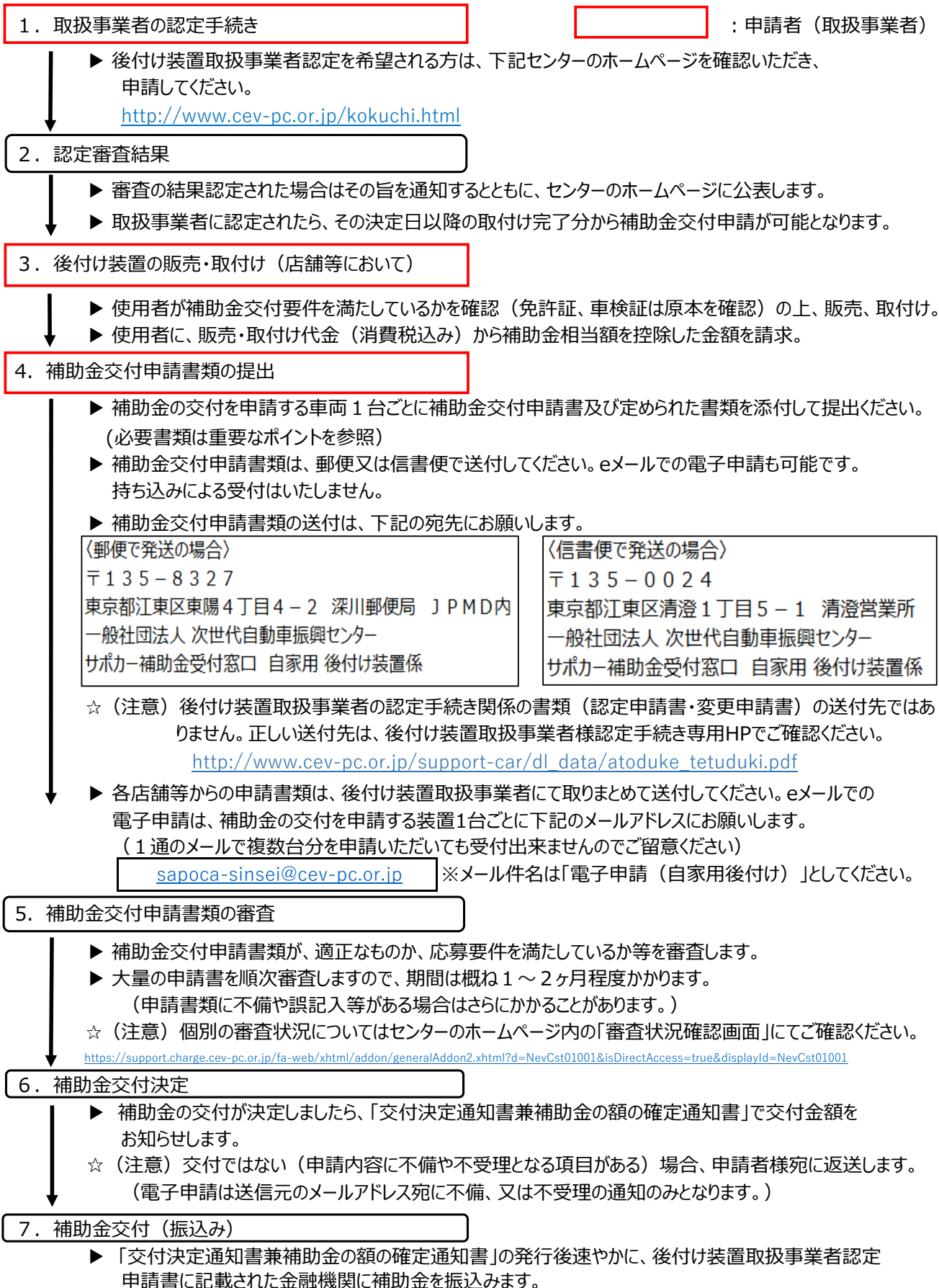
※「安全運転サポート車」のことを通称「サポカー」と呼びます。（Safety Support Car）

- ・センターHPにQ&Aを掲載しています。ご確認いただき、誤りのない申請をお願いします。
- ・1年間の保有が義務付けられています。代替等の処分をする場合は補助金の返納が必要です。

I-1 全体の流れ（申請者：取扱事業者）

: センター

: 申請者（取扱事業者）



I - 2 補助金申請の重要なポイント（自家用・後付け）

【使用者：後付け装置を購入される、65歳以上の使用者の方】

1. 補助金の募集要件（令和3年度）

- 補助金交付申請の受付期間は次の通りです。

補助金申請書受付期間	2021年4月1日～
------------	------------

- ☆（注意）「後付け装置」については、「後付け装置取扱事業者」が認定された後に、認定された店舗等で取付けたもののみが対象になります。4月1日以降の取付け分全てが補助金の対象になるわけではありませんので、ご注意ください。※

⇒詳細は、取付け店舗にお問合せください。

※令和元年、及び2年度中については、認定された店舗等で、その店舗等が認定された日以降に設置された装置が対象となります。

- 補助金対象者は次の通りです。

2022年3月31日までに65歳以上になる高齢運転者 ※本年4月以降に65歳になられる方は4月以降の装着に限る

2. 補助金対象となる後付け装置の購入と取付け

(1) 補助金の対象となる後付け装置

補助金の対象となる後付け装置は国土交通省に認定された装置のみです。

※後付け急発進等抑制装置の認定結果（2019年12月17日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

（2020年5月26日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html

（2020年7月1日以降 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html

補助金対象の後付け装置は今後更新されることがあります。詳しくは国土交通省のホームページを確認ください。

(2) 後付け装置の購入・取付けと代金支払い

①店舗等で後付け装置を購入・取付けする際、「後付け装置設置申込書兼誓約書」の記入と、有効な運転免許証・車検証のコピーが必要になります。

②店舗等へは、後付け装置の販売、取付け合計費用（消費税込み）から補助金相当額を差し引いた金額をお支払いください。

(3) 補助金に関するその他の留意点

①後付け装置の補助金の交付は、1人の使用者あたり1回限りです。

②後付け装置を取付ける車両についてサポート補助金の車両補助を受ける、またはそれとは別の車両の場合でも、後付け装置の補助の対象になります。ただし、中古車で車両補助を受けてその車両に、後付け装置を付ける場合補助上限額は2万円となります。

③後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体に確認ください。

④反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

使用者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。使用者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

3. 後付け装置（財産）の一定期間の保有義務

- 補助金を受けた後付け装置（「取得財産等」という）については、使用者に対し、原則として、定められた期間（1年間）は保有が義務付けられます。（この期間を「処分制限期間」といいます）

- やむを得ず、処分制限期間中に取得財産等の処分をする場合は、事前に手続きが必要です。また、補助金の返納が必要となり、再度の申請は行えません。

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査します。

【補助金交付申請者：後付け装置取扱事業者／店舗等】

1. 補助金の募集要件（令和3年度）

- 補助金交付申請の受付期間は次の通りです。

補助金申請書受付期間	2021年4月1日～
------------	------------

※サポカー補助金については、予算が続く限り受け付けます。

- ☆（注意）取扱事業者に認定されたら、その決定日以降の取付完了分から申請が可能となります。

- 補助金対象者は次の通りです。

2022年3月31日までに65歳以上になる高齢運転者	※本年4月以降に65歳なられる方は4月以降の装着に限る
----------------------------	-----------------------------

- 提出期限は、後付け装置設置から原則1ヶ月以内（翌月の前日、消印有効）です。
- 補助金交付申請書は、郵便又は信書便で送付してください。eメールでの電子申請も可能です。持ち込みによる受付は行いません。
- 補助金交付申請書類の送付は、下記の宛先をお願いします。

〈郵便で発送の場合〉

〒135-8327

東京都江東区東陽4丁目4-2 深川郵便局 JPM D内

一般社団法人 次世代自動車振興センター

サポカー補助金受付窓口 自家用 後付け装置係

〈信書便で発送の場合〉

〒135-0024

東京都江東区清澄1丁目5-1 清澄営業所

一般社団法人 次世代自動車振興センター

サポカー補助金受付窓口 自家用 後付け装置係

- eメールでの電子申請は、補助金の交付を申請する装置ごとに下記のメールアドレスをお願いします。

（1通のメールで複数台分を申請いただいても受付出来ませんのでご注意ください）

sapoca-sinsei@cev-pc.or.jp
--

※メール件名は「電子申請（自家用後付け）」としてください。

2. 補助金対象となる後付け装置の販売と取付け

(1) 補助金の対象となる後付け装置

補助金の対象となる後付け装置は国土交通省に認定された装置のみです。

※後付け急発進等抑制装置の認定結果（2019年12月17日 国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000328.html

（2020年5月26日 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000341.html

（2020年7月1日以降 国土交通省） https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000042.html

補助金対象の後付け装置は今後更新されることがあります。詳しくは国土交通省のホームページを確認ください。

(2) 後付け装置の販売と購入者への請求

①後付け装置を販売し、補助金を申請する場合は、装置の購入者が補助金要件に適合しているか確認をしたうえで販売、取付けを行ってください。（※年齢、使用者等）

②購入者へは、後付け装置の販売、取付け合計費用（消費税込み）から補助金相当額を差し引いた金額を請求してください。

(3) 交付申請にあたって必要な書類

①交付申請書兼実績報告書（自家用後付け）※電子申請は専用のエクセルファイル、又はそのPDFのみ可。

②後付け装置を設置しようとする高齢運転者確認書類（運転免許証のコピー、国内で取得したものに限り）

※電子申請はPDFで可。以下同様。

③自動車検査証のコピー

④代金の支払い手続きが完了したことを証する書類（領収書のコピー等）

（※補助金の控除が確認できるもの、例えば納品請求書や注文書等の追加添付）

⑤使用者が記載した後付け装置設置申込書兼誓約書

⑥国土交通省の後付けの急発進抑制装置の認定製品であることを証する書類のコピー

(4) 補助金に関するその他の留意点

①後付け装置の補助金の交付は、1人の使用者あたり1回限りです。

②後付け装置を取付ける車両についてサポカー補助金の車両補助を受ける、またはそれとは別の車両の場合でも、後付け装置の補助の対象になります。ただし、中古車で車両補助を受けてその車両に後付け装置を付ける場合、補助上限額は2万円となります。

③後付け装置の購入補助については、補助対象となる経費が同一である他の補助金と併用することはできません。自治体の実施する補助金との併用については、最寄りの自治体に確認ください。

④反社会的勢力及びそれに準ずる者には補助金の交付はできません。

使用者は、補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

使用者が「暴力団排除に関する誓約」に違反した場合は、交付決定を取り消します。

3. 後付け装置（財産）の一定期間の保有義務

- 補助金を受けた後付け装置（「取得財産等」という）については、使用者に対し、原則として、定められた期間（1年間）の保有が義務付けられます。（この期間を「処分制限期間」といいます）